

第2回(仮称)箱根町住民自治基本条例策定委員会 会議録

日時：平成18年11月17日(金) 13:30~15:30
場所：箱根町役場分庁舎第5会議室
出席者：策定委員 芝、小川、飯田、川口、小林、清野
高畠、村上
箱根町 古谷、吉田
サ-ハ`イリサ-センター 一杉、藁科

1 前回の策定委員会及び「まちづくり講演会」の感想

- 委員長 前回の感想や疑問等を一言ずつお願いしたい。
- 委員 条例の存在は知っているが、実際の内容については分かっていなかった。前回の委員会によって、大枠は理解できたと思う。
- 委員 箱根も少子高齢化しつつあり、観光地であるということを念頭に条例を作っていくことが必要だと感じた。とはいえ、箱根町らしさとは、どんなことがよく分からない。
- 委員 これからの子どもたちをサポートできるような条例づくりをしたいと思う。支えられる高齢者が住んでよかったと思え、支える子どもたちをサポートできるような箱根町を希望する。
- 委員 「住みよい町」というのは、漠然としていて難しいと思う。カテゴリ別(団体別や年代別)の「住みよい町」像を把握した方がいいのではないか。
- 委員 他の町村と違う、観光都市として特別な方法を考えることが必要になってくると思う。箱根町を活性化させるには、若い人が住みやすい町づくりが必要。そのためには、若い人の就労場所、就労環境を整えることが必要だと思う。

委員	勉強しないと分からないと感じた。私は箱根町に住んでいないが、観光の専門分野としては、まちづくり研究会との統合が必要になってくると思う。まちの将来像として持続(存続)できる、町づくりが必要だと思う。また、観光地としての視点は是非入れてほしい。
委員	自治基本条例を制定しているところは少ないと分かり、こうした早い取り組みをいいことだと思う。ただし条例をつくるのに、自分たちは箱根の条例を全然知らない。条例のコピーを一式いただきたい。また、湯河原町が先行しているとのことだが、状況を教えてほしい。
事務局	例規集はあるが厚い冊子になっており、全ての例規となると、かなりの量になる。現在、箱根には158の条例がある。湯河原については、あまり情報を得ていないため今後問い合わせてみる。
委員長	「箱根町らしさ」とか「観光地としての特性」をどうするか・・・ということなどが今後の課題になってくると思われる。それから例規集については、膨大な量だとしても、必要な資料と考える。

2 住民自治の意義について

促進役	<p>住民自治基本条例は「住民」「自治」「基本」「条例」という言葉から成り立っている。</p> <p>【住民】・・・今後の課題とする。</p> <p>【自治】・・・資料2ページ「自治って何でしょうか」の説明</p> <p>【条例】・・・資料3ページ「条例って何でしょうか」の説明</p> <p>【基本】・・・別資料</p>
委員	箱根町は住民自治基本条例、平塚市は自治基本条例ということは、平塚は住民自治に関する条例で団体自治に関するものは他にあると考えていいのか。

- 促進役 名称には「住民」が入ることがあるが、実際には団体自治についても条文の中でふれない訳にはいかない。「住民」という言葉を条例の中にいれるかどうかは自治体によって違う。
- 委員長 ここまでのところで質問があればお願いしたい。
- 委員 条例を今後策定していく上で、行政の役割の5分野(教育文化・保健福祉・生活環境・都市整備・産業振興)のうち、どれにプライオリティを置くのか。先行都市ではどこに重きをおいてきたのか。
- 事務局 第5次総合計画(現在審議中)では、「人・心・自然・やさしさと出会いを創造するまち箱根」という将来像を目標に検討中。個別な事柄に着目し、プライオリティを決めるのではなく、総合計画を達成するための大きな仕組みづくりを考えると理解していただきたい。
- 委員 平塚市の条例を見た限りでは、柔らかい言葉で、大きな枠組みを決めるイメージでよいのではないかと感じた。
- 委員 最初の感想で、カテゴリ別の将来像をと言ったのは見当違いな意見だったのかもしれない。
- 複数委員 そんなことはない。各団体から代表しているものとして、他の団体ではわからない部分の住民の意向を出していくのは必要だと思う。
- 委員 平塚市の条例は、町の一番主な条例なのに、条例第32号とはどういうことか。また(条例)項目一覧をみると、平塚市だけでやっているものが2つある。そういうところに観光地等の個性を入れていくという感じで考えればいいのか。
- 事務局 条例公布の整理番号と理解していただきたい。
- 委員長 柏崎市は行政についての項目はないようだが、それもありうるのか。また、議会についてふれていな

- いのは何か意味があるのか。
- 事務局 学説上は、議会項目を入れないと「行政基本条例」となり、自治基本条例とは言えないと認識されている。
- 事務局 議会の責務部分については、議会に1度提出し、それをまた委員会に戻してもらうのもいいと思う。
- 促進役 条例の制定には議会の議決が必要だということは、念頭に入れておく必要がある。
- 委員長 町の重要な条例なのに「見直し」という項目がよく理解できない。また、今までの自治基本条例がない中で行政はどうしていたのか。
- 促進役 見直しについては、時代の潮流などにより内容がそぐわなくなった場合や、盛り込むべき事項として議論を重ねても結論を出すに至らなかったことについて、再検討を要する場合などがある。
- 事務局 今までは、国が決めたマニュアル的なものがあり、それに対応していた。
- 委員 議会についての決まり自体は元々あるのか。
- 事務局 議会会議規則などが元々ある。
- 促進役 条例は法律に反しない範囲でとなっているので、法令に反するような規定はできない。

3 町の現状と課題

促進役 では、箱根町の現状と課題についてあげてほしい。

箱根らしさ (良い点)	箱根らしさ (悪い点)
観光地 ・国際観光都市(日光と	・高齢化 ・子どもへのケア

<p>並んで有名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能なまち ・ 女性が多い。 ・ 地区によって観光形態が異なる。 ・ 自治会組織がしっかりしている。 ・ 高低差のある自然 ・ 季節感がある。 ・ 都心から近い。 ・ 日本の真ん中 ・ 伊豆などと連携した富士を中心とした観光エリア ・ 歴史のあるまち 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な医療機関が少ない。 ・ 買い物が不便 ・ 外国人の受入れ、サイン等 ・ コンベンションビューローがあるのに活用されていない。
--	---

次回以降、「箱根らしさ」の象徴である『観光』を、条例の中にどのように位置づけていくかについて検討していくことを確認した。また、「観光」以外の箱根の特徴については、各委員が宿題として持ち帰り、再検討することとなった。